

所管部課	まちづくり部 下水道課		部長	金子 秀之	
件名	東大和市下水道条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>現在、政府においては、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）に基づき、常駐・専任規制（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制）等のアナログ規制の見直しを行っている。これに伴い、国土交通省が定める標準下水道条例の一部が改正されたことから、デジタル社会の実現に向けたこれらの趣旨を踏まえ、本条例における指定排水設備工事事業者の排水設備工事責任技術者に係る規定について、アナログ規制を見直すため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>① 第5条第2項中「置かなければ」を「選任しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、東京都の区域内における他の事業所について兼任することを妨げない。</p> <p>② 第5条の3第1項第2号中「専任の」を「事業所ごとに」に、「事業所に1人以上置いていること」を「選任していること」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>政府における「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の趣旨に対応できる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「標準下水道条例の改正について」（令和6年2月16日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長）通知</li> <li>・下水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年4月1日公布、施行）</li> <li>・文書課審査済み。</li> </ul>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和6年第3回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。